

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

A

1. Xの供述調書は、「被告人の供述を録取した書面」(刑事訴訟法(以下、法令名略)329条1項)であり、当該供述調書の中でXは犯行を全面的に認めているため、「被告人に不利な事実の承認を内容とするもの」にあたる。そのため、Xの供述調書にXの「署名若しくは押印」がされている場合には、当該供述調書は被告人の供述録取書として証拠能力が認められ得る。
2. もっとも、Xの供述調書は、上述の通り犯行を全面的に認めるものであるため、「自白」にあたる。そこで、XはAに指示されて自白にあたる供述をしているのであるから、「任意にこれにものごない疑いのあり自白」(319条1項)にあたり、証拠能力が否定される。
- (1) この点、319条1項が「任意自白」の証拠能力を否定する趣旨は、任意自白は虚偽のおそれが入りこみからこれを排除することにより誤判を防止する点、及び人権を侵害する態様の取調べを防止する点にある。そこで、319条1項の任意性が認められるか否かは、①虚偽の自白が誘発される状況の有無、②個人の意思決定が侵害される状況の有無を総合的に考慮し、判断する。
- (2) 事件において、これらに、Xの取調べにおいてPからXへの何らの威圧行為もないため、Xの意思決定が侵害される状況はないから、たとえ、BがXに「Aの言うことに従わないとあなを怖いぞ」と言っているように、XはAの指示に従わざるを得ないような状況があった。また、AはXに対し、警察は有罪になってから罰金で済むと言っていること、罰金は全てAが支払うことを伝えており、Xは前科を負うことにはなっていない経済的不利益を受けているという点で、XがAの指示に従う

※1
依頼の問題意識があるのは良いです。

※2
「自己の犯罪事実」という表現を用いたが、定義を述べた上でのことである。

※3
捜査側の事情を指摘してあるのは良いです。

※4
簡潔に述べた。必要な事実を評価に押さえている。

1 ページ

裏面へ

場合のXの不利は1-211。このような事情を考慮すると、事件ではXの虚偽の自白が誘発された状況があったといえる(充足)。

13) したがって、Xの自白は任意にこれにものごい疑いのある自白にあり、証拠能力が否定される。

5 3. 以上より、Xの自白を内容とするXの供述調書に証拠能力は認められはいい。

以上

※5

おおむね良く

書けていると思います

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。